

別紙 2

岡山大学物品・役務等契約監視委員会議事概要

| | | |
|-----------------------|---|--------|
| 開催日及び場所 | 令和5年12月14日(木) 岡山大学理学部本館 小会議室 | |
| 委員 (敬称略) | 委員長 三垣 尊志 (第2号委員) 委員 松本 光雄 (第1号委員) 委員 竹内 真司 (第3号委員) 委員 作花 知志 (第4号委員) | |
| 審議対象期間 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 審議案件 | 8件 | |
| | 一般競争入札(最低価格方式) | 4件 |
| | 一般競争入札(総合評価方式) | |
| | 随意契約 | 4件 |
| 委員からの意見・質問及びそれらに対する回答 | 意見・質問 | 回答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | 特になし | |

別 紙

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|--|
| <p>【生物学的安全性試験】</p> <p>新たな医療機器の開発において、本試験を実施する以前に、色々な試験を実施しているが、当初から本試験を実施する計画はなかったのか。</p> <p>今後、同様の開発を実施する場合、可能な範囲で、全体を通してどのような試験が必要なのかを把握し、一連の契約としたほうが良いのではと感じている。</p> <p>本契約相手先施設への「医療機器 GLP 適合確認書」があるが、他の施設でも同様に適合していると認定されているのか。</p> <p>適合している施設が他に何社くらいあるかについては、適正な金額で契約するためにも、確認したほうが良いのではないか。</p> <p>【鹿田地区特別高圧・高圧受変電施設及び大形冷凍機並びにボイラー等の運転保守管理業務】</p> <p>説明資料の契約金額と落札価格との相違は、どのような理由か。</p> <p>今後、資料作成する場合には特別な要因等の記載をしていただきたい。</p> <p>競争参加資格を拡げているのに、何故1者しか参加しないのかについて、要因等の調査を行っているか。</p> | <p>開発の申請を行なう機構との打ち合わせにより、どのような試験が必要か決まるので、当初の計画には、含まれていなかったと思います。</p> <p>事務部では、確認できていません。</p> <p>履行期間中の改修工事完成に伴い、変更契約を行ったからです。</p> <p>行っていません。</p> |

これだけの規模での保守契約は、いつから実施しているのか。また、単年度契約としているが、複数年契約を検討すべきではないか。

令和3年度から、どのような理由で単年度契約としたのでしょうか。

12回の応札により、やっと落札に至っており、予定価格と業者が考えている金額に大きな開きがあるが、その要因について検討していますか。

【鹿田地区電気需給契約（随意契約）】

政府調達で不調となり、随意契約の交渉を2者のみで行っているが、他地区で契約実績がある業者との交渉については、検討しなかったのか。

中国管内の一般送配電事業者との随意契約において、契約金額の妥当性については、どのように考えたのか。

随意契約の交渉において、大学から提示した金額と業者側との開きはどれくらいの差があったのでしょうか。

確認できる範囲では、平成24年度から実施しています。また、令和3年度から単年度契約を行っていますが、それまでは複数年契約を行っていました。

業務の対象区域で、多くの工事が予定されていたのが、1つの理由です。

コロナ禍の影響で複数年契約を望まない業者もいるので、それも1つ理由かもしれません。

複数年契約については、改めて検討してみたいと思います。

令和5年度分の契約は、数回の応札で落札しています。令和4年度分の金額の開きについての要因は、検討できていません。

政府調達の段階で、応札業者が現れなかったため、他地区に参加している業者に入札への参加依頼を行ったが、電力需給が逼迫している状況のため、参加できないとの回答だったため、随意契約についての交渉までは行っていない。

電気事業法第20条に最終保障供給約款について定められており、経済産業省が確認し、認めているので、適正であると判断している。

随意契約の交渉では、電力需給が逼迫しているため、契約ができないという回答であり、金額を提示するところまで至っていない状況です。

【鹿田地区電気需給契約（一般競争契約）】

一般競争（政府調達）とする際に、随意契約についての検討も行うのですか。

契約した業者の契約金額と随意契約を行っていた一般送配電事業者の契約金額との検討は行っているのか。

入札に参加の意思がない業者にも、参考としての見積書を依頼するのか。

【周術期部門管理システム】

当初、システムを導入する際に、将来の追加システムの予定について、業者側に説明を行っているのか。

【先端機素表面・性能評価システム】

競争参加資格を A～D まで拡げているが、参加者が 1 者のみだが、どのような要因か。

完全自由化の案件であり、一般競争を必ず実施しないといけないので、随意契約についての検討は行っていません。

先ず、電力需給が逼迫している状況の中で、また、他大学では契約不調となっているケースも多いなか、一般の電力事業者と契約が結べたことに安堵している。

なお、契約金額については、一般送配電事業者の金額は、通常の市場価格の 2 割増し程度となっているので、適正な金額であると判断している。

入札に参加しない業者の見積書は、無責任な見積書となる可能性があるため、見積依頼も行ってない。

予算的なこともありますので、将来の追加システムの予定については説明できない。

今回のような政府調達案件（一般競争）について、参加者が 1 者のみだからといって、要因についての調査は行ってない。

| | |
|--|---|
| <p>大学側は、周知を行っていると言われるが、同等の機器を扱える業者に積極的な働きかけが必要ではないか。入札参加者が少なすぎる。</p> <p>周知の方法は、どのように行っているのか。</p> <p>数年前から抽出案件一覧表に、入札参加者数を記載してもらっているが、入札参加者数が1者であるものが多く見受けられる。</p> <p>【サーバーシステム】</p> <p>資料請求は3者きているが、応札者が1者なのは、何故か。</p> <p>どのような点が仕様を満たさなかったのか。</p> <p>気になる仕様内容について質問があり。</p> <p>【英語検定試験】</p> <p>本検定試験は、契約相手のみが取り扱っているのか。</p> | <p>今回の案件は、政府調達の場合なので、官報への公告と岡山大学ホームページへの掲載を行っている。</p> <p>3者のうち1者は、参考に資料を請求してきており、もう1者は、同等品により応札する予定であったが、仕様を満たすことができなかったため、応札には至らなかった。</p> <p>仕様について説明。</p> <p>本サーバーシステムの使用用途が、特殊であることについて説明。</p> <p>契約相手のみが取り扱っています。</p> |
|--|---|

【総評】

(委員会所見)

一般競争において、1者しか資料請求しないことについては、工夫していただきたい。契約金額を下げるためにも入札制度をうまく活用していただきたい。

その第1歩が、1者応札を極力少なくし、2者、3者の応札とすることが重要である。